## <行動計画>

職員が仕事と子育てを両立させることができ、行員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての行員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

- 1. 計画期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間
- 2. 計画内容

**目標1**:計画期間内に、育児休業の取得状況を次の水準以上にする。

男性行員・・・当該計画期間内に、1人以上取得すること。

女性行員・・・取得率を70%以上とすること

<対策> 男性も育児休業を取得できることを周知するために、部店長会および本部集合研修(新入行員研修を含む)等にて管理職および一般職員について周知・徹底を行う。

**目標2**:小学生未満の子を持つ職員が、本人の申出により、始業または終業の時刻の繰上げまたは繰下げできる制度の周知・徹底を図る。

<対策> 部店長会および本部集合研修(新入行員研修を含む)等にて、管理職 および一般職員について周知・徹底を行う。

**目標3**:妊娠中および出産後の女性職員について、母子の健康の確保について、全職員が健康管理できる体制を整備し、より一層の周知・徹底を図る。

<対策> 部店長会および本部集合研修(新入行員研修を含む)等にて、管理職および一般職員について周知・徹底を行う。

## <メッセージ>

当行は、次世代育成支援対策推進法に基づく「基準適合事業主」として、2015年5月に4回目の認定を受けました。

当行は、職員が能力を十分に発揮しながら、仕事と子育ての両立を図ることができる「明るく働きやすい職場環境」の実現を推進しています。

今後も職員が職場および家庭等にて、充実した時間を過ごせる環境づくりと、「子育てに優しい」企業として、次世代育成を支援し、積極的に地域社会へ貢献できるよう取り組んでいきます。